

福岡大学附属大濠高等学校第93回選抜高等学校野球大会出場募金 募集要項

1. 目的および用途

(1) 目的

寄付金（任意）の募集は、第93回選抜高等学校野球大会の出場に伴う資金に充当し、応援体制の充実を図ることを目的としています。

(2) 用途

第93回選抜高等学校野球大会の出場に係る資金に充当するため。

※ 但し、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会もしくは出場が中止になった場合は、大濠高等学校硬式野球部の活動資金に充当いたします。

2. 募集の目標額

2021年1月29日の出場校発表後に、日本高野連より応援体制の制限等について何らかの通達がなされることが予想され、場合によっては経費が軽減することも考えられますが、現時点では前回大会と同様に、寄付金募集の目標額は1億円とします。

3. 募集の対象および一口の金額

(1) 個人関係

- | | |
|-----------------|--------|
| ○ 卒業生 | 一口 5千円 |
| ○ 在校生（中学校含む）保護者 | 一口 5千円 |
| ○ 教職員 | 一口 5千円 |

(2) 法人関係

一口の金額は、特に定めておりません。

4. 募集の期間

令和3年1月30日（土）～令和3年4月30日（金）

5. 払い込み方法

(1) 寄付金は同封の振込用紙により、西日本シティ銀行の本支店からお振り込みください。その際の振込手数料は無料となります。その他の銀行を利用されますと、所定の手数料が必要です。

(2) パソコンやスマートフォン、携帯電話を利用したインターネット募金により寄付することができます。このインターネット募金では、次の支払方法の中からお選びいただくこと

ができます。

クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy

(3) 大濠高等学校事務室の会計窓口で直接受付します。

平日 9:00~16:00 (本校指定の振込用紙に必要事項をご記入いただきます。)

6. 寄付金に係る税制上の優遇措置

学校法人福岡大学は、税額控除対象法人・特定公益増進法人として認定されていますので、ご寄付をされた場合は、原則として次の税制上の優遇措置を受けることができます。優遇措置を受ける場合は、定められた期間内に申告を行ってください。

【個人の場合】

(1) 所得税

ご寄付をされた方は、確定申告の際、「税額控除」と「所得控除」のうち、いずれか一方の制度を選択し適用を受けることができます。

○「税額控除」の場合

$[\text{寄付金額(総所得金額等の40\%が限度)} - 2,000 \text{円}] \times 40\%$

を所得税額から控除 (所得税額の25\%が限度)

※寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。

○「所得控除」の場合

寄付金額(総所得金額等の40\%が限度) - 2,000円 を所得から控除

※所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方の減税効果が大きくなります。

(2) 個人住民税

学校法人福岡大学への寄付金を税額控除の対象として条例で指定している地方公共団体にお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。

現在、学校法人福岡大学を寄付金税額控除の対象法人として指定している地方公共団体は次のとおりです。

福岡県、福岡市、北九州市、大牟田市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、筑紫野市、春日市、太宰府市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、大刀洗町、大木町、広川町

※ご寄付いただいた年の翌年1月1日現在の住所地が上記の方が対象となります。

※未定の地方公共団体もありますので、詳細はお住まいの市町村へお問い合わせください。

個人住民税の控除額

○都道府県（福岡県）が指定した寄付金

[寄付金額(総所得金額等の30%が上限) - 2,000円] × 2%

○市町村が指定した寄付金

[寄付金額(総所得金額等の30%が上限) - 2,000円] × 8%

※都道府県と市町村の双方が指定した場合は10%となります。

(3) 寄付金控除の手続き

- ・所得税と個人住民税について、両方とも優遇措置を受ける場合は、寄付をした翌年に所轄税務署で所得税の確定申告を行ってください。
- ・個人住民税の寄付金税額控除のみの適用を受ける場合は、お住まいの市町村へお問い合わせください。
- ・減税の手続きに必要な本学の「受領証」と「税額控除に係る証明書の写し」「特定公益増進法人の証明書の写し」は、寄付金が本学に入金され所定の手続きが終わり次第お送りいたします。

確定申告時に必要な書類

- 「税額控除」の場合：受領証、税額控除に係る証明書の写し
- 「所得控除」の場合：受領証、特定公益増進法人の証明書の写し

【法人の場合】

法人からのご寄付は、寄付金が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたりましては、(1) 日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）を通じて行う「受配者指定寄付金」と、(2) 「特定寄付金」とがありますので、どちらかを選択してください。「**受配者指定寄付金**」をご選択の場合は、**所定の申込書類を別途送付いたしますので、財務部助成課(092-871-6631)までご連絡ください。**

(1) 受配者指定寄付金

- ・私学事業団を通じて寄付者（法人）が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額を損金に算入できます。
- ・本法人に入金された寄付金は、一旦本法人から私学事業団に送金します。申告時に必要な「寄付金受領書」は、私学事業団から発行され次第お送りします。

[損金算入について]

私学事業団が寄付金を受領した日が損金算入日となります。寄付金をいただいてから、本法人が私学事業団へ送金し、私学事業団が発行する受領書がお手元に届くまで、約 1

ヵ月半を必要とします。当該決算期に損金処理を希望される場合には、決算日の1ヵ月半前までに、お振り込みいただきますようお願いいたします。

(2) 特定寄付金

この寄付金は、「特定寄付金」として一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金に算入できます。

○特定寄付金の損金算入限度額

$(\text{所得金額} \times 6.25\% + \text{資本等の金額} \times 0.375\%) \times 1/2$

○一般寄付金の損金算入限度額

$(\text{所得金額} \times 2.5\% + \text{資本等の金額} \times 0.25\%) \times 1/4$

・減税の手続きに必要な本学の「受領証」と「特定公益増進法人の証明書の写し」は、寄付金が本学に入金され所定の手続きが終わり次第お送りいたします。

募金に関するお問い合わせは、下記へお願いいたします。

福岡大学附属 大濠高等学校・中学校事務室

〒810-0044 福岡市中央区六本松一丁目12番1号

電話：092-771-0731（代）FAX：092-732-6637

また、受配者指定寄付金についてのお問い合わせは、下記へお願いいたします。

福岡大学財務部助成課

〒814-0180 福岡市城南区七隈八丁目19番1号

電話：092-871-6631（代）（内線番号：2371・2372）

FAX：092-871-6813（直通）

E-mail: joseika@adm.fukuoka-u.ac.jp